
第 8 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 5 日)

平成 30 年 9 月 26 日 (水曜日)

議 事 日 程

平成 30 年 9 月 26 日 (午前 9 時 30 分開会)

1. 開議宣告
2. 日程第 1 議案第 108 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
3. 日程第 2 議案第 109 号 大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部条例の一部を改正する条例について
4. 日程第 3 議案第 110 号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
5. 日程第 4 議案第 111 号 平成 29 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
6. 日程第 5 議案第 112 号 平成 29 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
7. 日程第 6 議案第 113 号 平成 29 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
8. 日程第 7 議案第 114 号 平成 29 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
9. 日程第 8 議案第 115 号 平成 29 年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算の認定について
10. 日程第 9 議案第 116 号 平成 29 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
11. 日程第 10 議案第 117 号 平成 29 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
12. 日程第 11 議案第 118 号 平成 29 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
13. 日程第 12 議案第 119 号 平成 29 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
14. 日程第 13 議案第 120 号 平成 29 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
13. 日程第 14 議案第 121 号 平成 29 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
14. 日程第 15 議案第 122 号 平成 29 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

15. 日程第 16 議案第 123 号 平成 29 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
16. 日程第 17 議案第 124 号 平成 29 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
17. 日程第 18 議案第 125 号 平成 29 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
18. 日程第 19 議案第 126 号 平成 29 年度大山町水道事業会計決算の認定について
19. 日程第 20 議案第 127 号 平成 30 年度大山町一般会計補正予算（第 7 号）
20. 日程第 21 議案第 128 号 平成 30 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
21. 日程第 22 議案第 129 号 平成 30 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）
22. 日程第 23 議案第 130 号 平成 30 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
23. 日程第 24 議案第 131 号 平成 30 年度大山町一般会計補正予算（第 8 号）
24. 日程第 25 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
25. 日程第 26 請願第 1 号 核兵器禁止条約の日本政府の署名、批准を求める意見書採択についての請願
26. 日程第 27 陳情第 3 号 沖縄県による「辺野古沿岸埋め立て承認撤回の意志」を尊重するよう日本政府に求める意見書提出についての陳情
27. 日程第 28 基金運用と今後の財政運営に関する調査特別委員会の報告について
28. 日程第 29 発議案第 3 号 議会改革調査特別委員会の設置について
29. 日程第 30 議会改革調査特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
30. 日程第 31 議員派遣について
31. 日程第 32 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
32. 日程第 33 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
33. 日程第 34 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
34. 日程第 35 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）
35. 日程第 36 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

出席議員（16 名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 森 本 貴 之 | 2 番 | 池 田 幸 恵 |
| 3 番 | 門 脇 輝 明 | 4 番 | 加 藤 紀 之 |

5 番	大 原 広 巳	6 番	大 杖 正 彦
7 番	米 本 隆 記	8 番	大 森 正 治
9 番	野 口 昌 作	10 番	近 藤 大 介
11 番	西 尾 寿 博	12 番	吉 原 美 智 恵
13 番	岡 田 聰	14 番	野 口 俊 明
15 番	西 山 富 三 郎	16 番	杉 谷 洋 一

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 持 田 隆 昌 書記 …………… 生 田 貴 史

本日の会議に付した事件

1. 開議宣告
2. 日程第 1 議案第 108 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
3. 日程第 2 議案第 109 号 大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部条例の一部を改正する条例について
4. 日程第 3 議案第 110 号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
5. 日程第 4 議案第 111 号 平成 29 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
6. 日程第 5 議案第 112 号 平成 29 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
7. 日程第 6 議案第 113 号 平成 29 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
8. 日程第 7 議案第 114 号 平成 29 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
9. 日程第 8 議案第 115 号 平成 29 年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算の認定について
10. 日程第 9 議案第 116 号 平成 29 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
11. 日程第 10 議案第 117 号 平成 29 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

12. 日程第 11 議案第 118 号 平成 29 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
13. 日程第 12 議案第 119 号 平成 29 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
14. 日程第 13 議案第 120 号 平成 29 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
13. 日程第 14 議案第 121 号 平成 29 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
14. 日程第 15 議案第 122 号 平成 29 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
15. 日程第 16 議案第 123 号 平成 29 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
16. 日程第 17 議案第 124 号 平成 29 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
17. 日程第 18 議案第 125 号 平成 29 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
18. 日程第 19 議案第 126 号 平成 29 年度大山町水道事業会計決算の認定について
19. 日程第 20 議案第 127 号 平成 30 年度大山町一般会計補正予算（第 7 号）
20. 日程第 21 議案第 128 号 平成 30 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
21. 日程第 22 議案第 129 号 平成 30 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）
22. 日程第 23 議案第 130 号 平成 30 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
23. 日程第 24 議案第 131 号 平成 30 年度大山町一般会計補正予算（第 8 号）
24. 日程第 25 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
25. 日程第 26 請願第 1 号 核兵器禁止条約の日本政府の署名、批准を求める意見書採択についての請願
26. 日程第 27 陳情第 3 号 沖縄県による「辺野古沿岸埋め立て承認撤回の意志」を尊重するよう日本政府に求める意見書提出についての陳情
27. 日程第 28 基金運用と今後の財政運営に関する調査特別委員会の報告について
28. 日程第 29 議案第 3 号 議会改革調査特別委員会の設置について
29. 日程第 30 議会改革調査特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
30. 日程第 31 議員派遣について
31. 日程第 32 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）

32. 日程第 33 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
 33. 日程第 34 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
 34. 日程第 35 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）
 35. 日程第 36 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

平成 30 年第 8 回大山町議会定例会追加議事日程（第 5 日）〔第 1 号〕

平成 30 年 9 月 26 日 時 分

追加日程第 1 発言の訂正の申し出について

出席議員（16 名）

1 番	森 本 貴 之	2 番	池 田 幸 恵
3 番	門 脇 輝 明	4 番	加 藤 紀 之
5 番	大 原 広 巳	6 番	大 杖 正 彦
7 番	米 本 隆 記	8 番	大 森 正 治
9 番	野 口 昌 作	10 番	近 藤 大 介
11 番	西 尾 寿 博	12 番	吉 原 美 智 恵
13 番	岡 田 聰	14 番	野 口 俊 明
15 番	西 山 富 三 郎	16 番	杉 谷 洋 一

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	竹 口 大 紀	教育長	鷲 見 寛 幸
副町長	小 谷 章	教育次長	佐 藤 康 隆
総務課長	野 坂 友 晴	幼児・学校教育課長	森 田 典 子
財務課長	金 田 茂 之	社会教育課長	西 尾 秀 道
税務課長	遠 藤 忠 敏	企画課長	井 上 龍
住民課参事兼室長	二 宮 寿 博	企画課参事	池 山 大 司
住民課長	山 岡 浩 義	建設課長	大 前 満
水道課長	野 口 尚 登	農林水産課長	末 次 四 郎
福祉介護課長	松 田 博 明	健康対策課長	後 藤 英 紀

観光課長 ……………大 黒 辰 信 会計課長……………岡 田 栄
地籍調査課長 ……………白 石 貴 和 代表監査委員……………石 黒 澄 男

午前 9 時 30 分開会

開議宣告

○議長（杉谷 洋一君） ただいまの出席議員は 16 人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 議案第 108 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 1、議案第 108 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（10 番 近藤 大介君） 議長、10 番。反対討論。

○議長（杉谷 洋一君） 原案に対する反対ですね。近藤議員、10 番。

○議員（10 番 近藤 大介君） 本案に反対の討論をいたします。

本案は国民健康保険税の条例を一部改正するものでございますけれども、内容としては、保険税の計算するにあたって積算の基礎となる資産割を廃止するものでございます。この資産割をなくすということは保険税の計算の仕方の大幅な変更で町民生活に大きく影響するところであります。これまでは国保加入者の固定資産税額の一部が計算に使われておりました。その資産割をなくすということは、その分保険税が安くなるのではないかというふうにも思われがちですけれども、実際は決してそういうことではありません。大山町では年間約 4 億円の保険税を徴収しておりますが、資産割をなくしたからと言って、この 4 億円が安くなるわけではありません。4 億円を国保加入の皆さんにどのように負担していただくか、分配の仕方が変わるだけです。資産割が廃止された分は今回所得割が大きく増えることとなります。また、所得割以外にも、人員割、均等と言われる人員割、平等割と言われる世帯割、これらの金額が増えることとなります。

結果として、どのようなことになるのか、執行部が示しているモデルケースを基に計算しますと、例えば 68 歳夫婦で年金収入が、執行部の案では 150 万出ていますけれども、これ仮にご主人さんが、旦那さんが 150 万、奥さんが 150 万の年金収入、あわせて 250 万の年金収入があったとしても、そこで計算する所得額としては、ゼロなんです。計算のもとになる金額はゼロ、この方々が現在だいたい 5 万円の、年間 5 万円の国保税を負担しておられますけれども、資産割をなくすと固定資産税部分がなくなるので、3 万円になります。

年間の保険税額が3万円になります。一方で同じ収入額250万円の農業者であったり、漁業者であったり商工業者の方で、固定資産を持たない40代のご夫婦、子ども2人の4人家族の場合で計算すると、今現在も45万円の保険税を負担しておられる方がさらに3万円、2万8,000円ですか、2万8,000円保険税が増える格好になります。4人家族で現役世代で子ども2人抱えておられる方は48万円になるのに、年金生活の60代のご夫婦、同じ250万の収入があっても年間の負担額は3万円、この差は約45万円、実際に高齢者の方も負担は大変かもしれませんが、やはり国保の加入者として、医療費を、医療サービスをたくさん受けておられる方々にとっては、相応の負担をしていただく必要が私はあるとは思いますが。

今回の改正は、年金生活を送っておられる方の多くの方には非常にメリットのある制度変更ではありますが、絶対的な人数が少ないかもしれませんが、40代で固定資産を持たない、あるいは持っていては少額な方にとっては、非常に厳しい保険税の増税になります。

町は、今回国保の制度が、県に一本化になることによって、前もって資産税割を廃止するというようなことで提案をしておられますが、この時期に新たに資産割を廃止するというような町村は現在のところ1か所もないというふうに聞いております。国の制度変更で今後、全国一律的に、あるいは鳥取県全下が、全県下が資産割が廃止されるということになりのであればこれはやむを得ない、大山町も右に習えするしかないかもしれませんが、どうしてこのような保険税の改悪を大山町が県下で率先してやらなければならないのか私は理解ができません。今年改正する必要は全くないわけです。県下でどうしても統一しなければならないという時に合わせて制度変更してもよいと思っています。

以上の理由をもって現段階での税条例の改正には反対いたします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に賛成者の発言を許します。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（杉谷 洋一君） 9番 野口昌作議員。

○議員（9番 野口 昌作君） 私は国民健康保険税の資産割を無くするということについて賛成いたします。

国民健康保険税の算定方法として、資産割が入っているわけですが、この算定方法のなかで、資産割というものがですね、一番不均衡だという具合に考えております。いわゆる資産を保有する力があればですね、負担能力があるというような考え方からだとは思いますが、資産を保有するということが、町内で資産を保有している方のみに課税されて、大山町内での資産についての課税でございます。東京のほうで、アパートをもったり、土地を持ったりして、何千万もの資産を持っていても資産割

は掛からないということになるわけでございまして、これはやっぱり町外に持っておられる資産家というものはたくさんあるでないかと思えます。そういうようなことについて、やっぱり不均衡だと。これは県内でもですね、そういうような解消に向けた流れがあるわけでございますから、それにですね、できるだけいい面をとって早く乗るということはいいことだというぐあいに思ったりします。以上でございます。

○議長（杉谷 洋一君） 次に反対者の発言を許します。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に賛成者の発言を許します。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長、3番。

○議長（杉谷 洋一君） 3番 門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） 私は賛成の立場から討論させていただきます。先ほど野口議員が言われましたように、資産割というのは不均衡だと思います。

税というのは、基本的に公平でなければならないというふうに思っております。そういう意味で先ほど野口議員が言われたような指摘は当然あたっていくものだと考えております。加えまして、何故今の次期だということになりますと、今であれば、これは執行部の説明でございますけれども激変緩和策をとるための財源を工面できる。だけど、先になれば、これは分からない。先になれば非常に赤字が多くなってお金が、そういった激変緩和をするためのお金が出せないこともあるということでございます。将来の可能性というよりも、現在の状況で対応することのほうが町民のためになるのではないかと思います。賛成いたします。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 次に反対者の発言を許します。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第108号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第109号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第2、議案第109号 大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第109号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第110号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第3、議案第110号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第110号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第111号 ～ 日程第19 議案第126号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第4、議案第111号 平成29年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第19、議案第126号 平成29年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで、計16件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。

平成29年度決算審査特別委員長 大原広巳議員。

○決算審査特別委員長（大原 広巳君） そうしますと、平成29年度決算審査特別委員会の審査報告をいたします。

平成30年9月7日平成30年第8回大山町議会定例会において設置された議員全員による平成29年度決算審査特別委員会に付託された、平成29年度一般会計及び各特別会計、決算認定議案について審査したので、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記、

1・事件名、事件名は、平成29年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について、以

下 16 議案、お手元に配布のある通りでございます。

次に、事件の内容、平成 29 年度各会計歳出歳入決算審査。

3 番、平成 29 年度各会計歳出歳入決算の特徴。

平成 29 年度は、新町長就任後、初めての予算執行年度であった。

一般会計は歳入総額 118 億 4,747 万 6,000 円に対し、歳出総額 112 億 3,588 万 7,000 円、歳入歳出差引額 6 億 1,158 万 9,000 円となっている。合併算定替措置の縮減による普通交付税の減などにより歳入は前年度比 2,563 万 6,000 円の減である。

歳入について、町税収入は、15 億 2,088 万円で、対前年比 3,911 万 4,000 円、2.6% の増となっている。

法人税 3,167 万 9,000 円増と固定資産税の増が主な要因である。地方交付税は、51 億 1,466 万 9,000 円で、前年度より 1 億 8,934 万 4,000 円、3.6% の減は、合併算定替の削減率が 3 割から 5 割になったことが主な要因である。

町債は、12 億 8,640 万円で前年度に比べ 8,760 万円、6.4% の減で平成 28 年度に実施した名和クリーンセンターと大山中学校の大規模改修事業完了による減が要因である。

歳出について、義務的経費は、39 億 2,676 万 8,000 円で、対前年度比 2 億 817 万 4,000 円、5% の減となった。効率的な人員配置などによる人件費、公債費の減が要因である。

投資的経費は、伯耆国大山開山 1300 年祭を見据えた大山参道の賑わい復活のための複合商業施設建設事業、情報整備事業などが主な要因となり 17 億 9,274 万 8,000 円で、対前年度比 3 億 4,895 万 3,000 円、24.2% の増である。物件費等のその他の経費は 55 億 1,637 万 2,000 円で対前年度比 1,565 万 8,000 円、0.3% 増となっている。

新規事業として、新町長の所信表明の主たる施策である、子育て支援・移住定住事業促進にふるさと応援基金から 6,715 万 8,000 円を繰り入れ、3 歳以上の保育料を無償化にして、及び小中学校の給食費 1/2 補助・高校生の通学費 1/2 補助を実施した。

特別会計では、夕陽の丘神田特別会計は、利用者数が 4 万 4 千人で前年度より 2 千人増加した。本特別会計は平成 29 年度をもって廃止となる。

国民健康保険特別会計は、前年に引き続き基金と一般会計からの法定外繰り入れなしの決算であったが、平成 30 年度から県への運営移行による共同事業となり、負担金・税率の改正が注視される。

国民健康保険診療所特別会計は、大山診療所が健診センターとして恒常的な赤字体質解消を目指したが、今後も健全運営に向けた一層の努力が求められる。

宅地造成事業特別会計は、大山口南団地が全区画完売となり、ナスパルタウンは平成 29 年度 1 区画分譲され残りが 15 区画となった。

水道事業会計は、平成 28 年度をもって廃止された簡易水道特別会計は水道会計に統

一され、水道料金は統一されている。

4. 審査の経過及び審査の結果、付託を受けた 16 議案について、分科会方式により、平成 30 年 9 月 12 日、13 日、14 日の 3 日間審査を行うとともに、9 月 19 日の全員協議会において委員全員で審議を行った。

その結果、次の付帯意見をつけて付託された 16 議案すべてを認定すべきものと決した。

5 番、付帯意見、平成 29 年度決算の認定にあたり、全議員により構成された「平成 29 年度大山町決算審査特別委員会」で以下の付帯意見を添える。

(1) 町から多額の補助金を受け運営される「恵みの里公社」及び「大山観光局」の事業成果を明確にする必要がある。特に「観光局」は NPO 問題不祥事を見過ごした監督責任を問わざるを得ない。恵みの里公社と共に組織・運営の改善が必要であり、執行部の監督・指導體制の強化を強く求める。

(2) 職員定数について、適正化計画に沿った計画的な職員採用とその方法を検討すべきである。

(3) 基金及び歳計現金の運用について、運営状況の詳細を公表すべきである。

以上で、平成 29 年度決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 111 号 平成 29 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

○議員（10 番 近藤 大介君） 議長、10 番。

○議長（杉谷 洋一君） まずこの原案に反対ということで、じゃあ反対者の発言を許します。10 番 近藤議員。

○議員（10 番 近藤 大介君） 29 年度の一般会計決算について反対の討論をいたします。

昨年 4 月町長選挙がありまして、大山町は当時 35 歳の若い竹口町長が就任されることになりました。29 年度は竹口町長になって、保育所 3 歳児以上の保育料の無償化だったり、高校通学費半額助成など子育て支援策を中心に大山町の活性化に積極的に取り組まれた 1 年だったと思います。そういった部分については私も高く評価したいと思っておりますが、一方で将来的な交付税削減を見据えた行財政改革の取り組みについては、29 年度中はあまり進んでいないというふうに考えておりますし、また先ほど決算審査

特別委員会の委員長の方からも報告がありました。大山恵みの里公社と大山観光局に委託あるいは補助している事業についてはですね、非常に大きな問題があると意見もつけられたところです。

しかし、決算認定にあたってつけた意見というのは、強制力があるわけでもありません。私はこの大山恵みの里公社及び大山観光局に対して行っている補助金や委託料の事業、極めて大きな問題だと思っております。大山恵みの里公社には、3,000万円、約3,000万円補助金や委託料として出ておりますし、観光局には5,000数百万円の町からの支出があります。大山恵みの里公社への補助金のうち、600万円は農産物加工所への補助金ですが、29年度加工所での生産額は、3,200万円ほどしかありません。この3,200万円の売り上げのために、2,800万円の材料費が掛かっており、人件費は1,400万円、その他の管理費が200万掛かり、トータルで1,200万円の赤字になっております。この赤字補填として、600万円が使われています。

また公社には1,640万円が公益事業の補助金として、支出されていますが、公益事業として行われている主なものは恵みの里公社のホームページの維持管理費だったり、あるいは広告代が50万円であったり、あるいはイベント等での出店など総額で400万円ではなく、そのための人件費や事務費として1,240万円、これはほぼ収益事業の実質的な赤字補填として、赤字補填の形になっています。当初合併後、大山恵みの里公社に期待していた地産地消な機能だとか、外貨を稼ぐような取り組みということが、本来であれば公益事業として積極的に行われなければならないのにも関わらず、そういった取り組みがほとんどなされず、大半の補助金が赤字補填の形で支出されていること、この体質はずっと前から続いておるところでありますけれども、そろそろ大きな改革が必要になってきておると思います。

次に観光局の問題でございます。

2年ほど前から町の職員が関わり、NPO大山王国の問題など大山観光では、町の支出しているお金が不透明に使われているという問題が新聞やマスコミにもにぎわっておりますし、先だって8月には、一審の判決として関わっていた町の元職員が、実刑2年詐欺などの容疑で、実刑2年の判決を受けておるところでありますけれども、当然そのさまざまな、当該職員が関わった様々な事業の中には、観光局に関連する事業もありました。今年に入ってから、やはり平成28年度に行われた事業で、およそ190万円の事業が架空発注のものであるということが、今年になってから分かっているわけでありましてけれども、当然ながら28年度から問題になっているこれらの案件について、29年度中に、昨年度中に観光局が、観光局内の関係している事業を調べて不適切な事業がなかったか、チェックしなければならなかったにも関わらず、そうしたことをほとんどせず、結果として、警察の捜査が始まってからそういった不適切な事務が、分かったというよ

うな状況です。

この 190 万円の出どころは国の補助ではありますが、もとは町が支出しているお金であります。町が 190 万円支出して行った事業が架空のものだったということが、もう今年の年度初めには分かっていたにも関わらず、この 190 万円はまだ直接的な事業発注者である大山山麓観光協議会に対して返還がなされてません。そのことも大きな問題だと思っております。速やかに損害を与えた金額については、返還されるべきだったにも関わらずこのお金はまだ返納されていないと。尚且つ、先だってこの 9 月定例会中に議会はいったいどういうことだったのか事情を求めるために観光局に来ていただきました。観光局の会長をはじめ職員の方、4 名が説明に来られましたけれども、議会の規定上、議長が呼び出した説明者に対しては、外部の説明者に対しては日当が支払われることになっているんですけれども、あろうことかこの観光局の 4 人の方々はお一人 2,600 円の日当を受け取って帰られました。町が発注して行っている事業で 180 万の不適切な事務を行い、190 万ですね、大山町に損害を与えておきながら、自分たちのほうから謝罪に来ることもなく、尚且つ説明に来た上で 4 人で 1 万円ちょっとの日当をもらって帰ったと。私は道義的に、手続き的には問題ないとしても、道義的にこのことを許すことができませんし、そのようなことにおかしいとも思わない観光局の管理体制を甚だ疑問に持っております。このような組織に対して、毎年 5,000 万円も大山町は補助金や委託料を支出していてもいいのでしょうか。私はとてもそのようなことを承認したと町民に説明することはできません。以上が一番大きな本決算に対しての反対の理由です。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） はい、じゃあもう一回。次にこの原案に反対者の発言は。

○議員（8 番 大森 正治君） 議長、8 番。

○議長（杉谷 洋一君） 8 番 大森正治議員。

○議員（8 番 大森 正治君） 私も本会計歳入歳出決算の認定について反対討論をします。

本会計は、竹口町長の掲げる人口減少対策として就任早々の保育料の 3 歳以上の無償化、学校給食費の半額補助、高校生通学費の半額補助など、子育て支援の事業を始めとして、住民の健康づくり、学校教育環境の整備、産業振興など、全般的には住民福祉の向上のために一定の成果も見られ評価できますが、次の点において、認定できない決算と考えます。それは同和対策関係の決算です。

平成 29 年度は、同和対策関連事業に総額約 9,000 万円が費やされております。同和問題は国を挙げての約 30 年にも及ぶ同和対策事業によってその解消に向け、大きく進

展しました。生活環境や就労などでの格差と差別は大幅に改善され、地域での自由な交流つきあいが実現しています。今や同和問題は社会問題としては基本的解決したと言える状態になりました。ですから同和対策関連の事業は見直し、同和地区に特化した特別施策ではなく、また課題があるとすればそれは一般施策のなかで解決をはかるべきだと考えます。特に固定資産税の減免と高校生、大学生などへの進学奨励資金については、廃止するか、町民全体を対象にした一般施策に移すべきであります。この2つの事業については、鳥取県内で既に見直ししている自治体はいくつか出てきています。差別がある限り、同和対策事業はやめないということであれば半永久的に同和地区は固定化されかねません。私たち町民は同和地区も地区外もない大山町を望んでいます。真に同和問題の解消を図るために同和対策関連事業は見直し、一般施策に切り替えることを求めて反対討論とします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員（6番 大杖 正彦君） 議長、6番。

○議長（杉谷 洋一君） 6番 大杖議員。

○議員（6番 大杖 正彦君） 私は平成29年度大山町決算審査の認定にあたりまして賛成の立場で討論いたします。

平成29年度決算審査特別委員会委員長の報告のとおり、平成29年度は報告のあったとおり、竹口新町長が就任してはじめての決算年度でございました。概ね、細かい点を省くとして、新しい事業にも取り組み予算化された行事をとどなくこなした合格点にいたる決算内容だと思います。先ほど、反対意見のなかに特に恵みの里、そして観光局の件についてお話がありましたが、私としてはですね、恵みの里公社については、町内の海産物の生産や販売への取り扱い、こういうことを通じてまだいばらの道かも分かりませんが、発展途上かも分かりませんが、まちの活性化にこれからも寄与していくものと期待しております。

そして、観光局のことについてですが、NPOの問題について確かに不祥事が、不始末のまま管理が不行きとどきだという点は否めません。これは委員会の付帯意見として、強く求めている。執行部にも求めているところがございます。その観光局に対しての見方、成果を行った事業の成果をどういうふうに皆さんがご覧になっているかということについて少しお話をしてみたいと思いますが、開山1300年祭の行事の手助けもありまして、大山周辺では、大山に限らず大山西部、地域で多くの方の関心を集め、訪れる方も前年、あるいは前々年度と比べまして大きく増えていることは皆さんも周知のことだと思います。特にですね、2年3年前から取り組んでおります和傘の大献灯については、今年は盆休みと前と、それから先日の連休の2回開催されましたが、駐車場がいっぱいなるほどの来訪客でした。皆さんこういうことをご存知の上で、観光局の事業は成果が

ないとあがってない、出している補助金が勿体ないというような見方でみておられると思いますが、中身をもう少しじっくり見ていただいて観光局の行っている少ない人員で、こなしてる事業をもう少し見ていただきたいと思います。こういった事業の成果も含めて私は本決算の認定を賛成という立場で討論をいたしました。

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） はい、じゃあ次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 111 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） ちょっともう 1 回、立ったままにしとって。早い。ゆっくり、もうちょっと。はい、起立多数です。

したがって議案第 111 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 112 号 平成 29 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 112 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 112 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 113 号 平成 29 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

○議員（8 番 大森 正治君） 議長、8 番。

○議長（杉谷 洋一君） 反対討論ですね。8 番、大森議員

○議員（8 番 大森 正治君） 反対討論をします。本会計は 1970 年代に始まった同和対策事業の一環として同和地区の住環境改善のために住宅の新築、改築、土地取得画行

われた際の資金の貸し付けに関わる会計であります。当時の不適切な貸し付けが行われた結果、返済が困難な人たちを生み出し、町行政への滞納金が平成 29 年度もいまだ総計で約 2 億 9,000 万円もあります。担当課による徴収努力や、滞納者の方々の生活実態については、私も理解できますが、あまりにも巨額な滞納金を有し、今後の滞納解消が目途が立たない本会計を認定することはできません。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 113 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 113 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 114 号 平成 29 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 114 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 114 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 115 号 平成 29 年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 議長、3 番。

○議長（杉谷 洋一君） 3 番、これ原案に対する反対ですね、3 番 門脇議員。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 私は、本案に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

本案は、夕陽の丘神田の決算についてですけれども、この夕陽の丘神田の特別会計は本年、29年度でしまわれております。条例を改正と会計の廃止を合わせて提案されましたけれども、条例は残り、会計は廃止となりました。本来、この夕陽の丘神田については、施設の利用をもって町民の健康と保持増維新を図るとともに、町民と外来者の交流の場として大山北麓エリアの活性化に寄与するためにこの事業を行うということになっております。実質的には、町民の利用というよりも、ほとんどが町外の人利用となっております。

この特別会計を設置する意味では、個々の事業の収支損益や管理資金などが一般会計と一緒にやると不明確になりやすいということで、特に分離して経理をしているものがございます。

そういった意味で、住民を主と対象した事業であるならばこれは一般会計で全部やってもいいと思いますけれども、そうではなく、町外の人が主として利用される施設であるからこそ、特別会計が設置をされて、それでこれまで経理をされてきたのではないかと思います。現状、条例がそのままになっているなかで、会計のみ廃止をするということは、不適切であると思います。

またこの条例廃止の時に議論をしたところで、運用として条例の改正の内容は宿泊を取り止めるという内容であったわけですがけれども、私は運用として宿泊業務は止めればいいんじゃないかというお話をいたしましたところ、執行部は、いやそれでは駄目なんだという回答でございました。条例を改正しなければならないということで、結論としては、条例はそのまま残ったわけですがけれども、会計だけなぜか、議会の意思ですがけれども、廃止されました。こういう不適切な対応というのは、いかがなものかなと私は疑問に思っております。

したがって、この条例の趣旨に従って作られた会計処理としては、この特別会計の決算は不適切であると思いますので、反対をいたします。以上です

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に賛成の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第115号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 115 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 116 号 平成 29 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 116 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 116 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 117 号 平成 29 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。 討論はありませんか。

○議員（10 番 近藤 大介君） 議長、10 番、反対討論。

○議長（杉谷 洋一君） はい、反対討論。10 番 近藤議員。

○議員（10 番 近藤 大介君） 診療所特別会計の決算の認定について反対の討論をいたします。

診療所、特に今回問題にするのは、大山診療所のことですけれども、大山診療所では、平成 28 年度から町民の健診センター化をすることで、平成 27 年度に約 2,000 万円の設備投資を行って、人間ドックに使用する機械を揃えました。28 年度から健診センター化をすることで、ありましたけれども、町の計画どおりの利用は非常に少なかったということで、平成 29 年度竹口町長に変わられてからは、その健診センター化も、有名未実なのか、健診センター化の方針は取り止めましたという明快な計画変更もきちんと説明受けてなかったような気がしますけれども、いずれにしても知らない間に計画が変わっていたと。2,000 万円の設備通しを行ってあらたな取り組みをしておきながら 1 年間駄目だったということで見直しと。見直しすることはいいことだと思いますけれども。2,000 万の設備投資、町民の税金が失われた格好になります。その責任はいったい誰が追うのでしょうか。その責任の所在はどこにあったのでしょうか。健診センター化を取り止めて、どのような形で、大山診療所を運営していくのか、我々に対してきちんとした形での説明はまだ受けておりません。

そうした取り組みの総括ができていないということをもって29年度の決算としては不認定と。認定しないということで反対したいと思います。

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に賛成の発言を許します。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長、4番。

○議長（杉谷 洋一君） 4番 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） 私は賛成の立場で討論をしたいと思います。27年度から2,000万を投資して健診センター化を進めてきました。その決定も本議会、大山町議会で議決をして通しをして、そのような当時の町長の方針に則って健診センター化を進めてきたわけですけれども、29年度竹口町長に変わられましてからこの健診センター化の計画変更がなされているように感じるというお話なのかなと思って聞きましたけれども、そのような説明を29年度当初予算の時に聞いた覚えはありませんし、そのように担当課も説明した記憶はございません。それはあくまで近藤議員の思い込みというか、そのように捉えられてみられたのかなと思いますけれども、29年度確かに健診センター化の事業として大山診療所位置づけられて、推進されてきた。結果として、受診者が少なかったかもしれませんが、それでも一部改善も見られております。

2,000万円投資したことで医療機器が無駄になるんじゃないかのような発言をされましたけれども、医療機器がなくなるわけではございません。地域の患者さんのために、これからも有効に活用されていくものであると思っております。以上の理由から反対する理由がございませんので賛成いたしたいと思います。

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第117号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第117号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第118号 平成29年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 118 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 118 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 119 号 平成 29 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 119 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 119 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 120 号 平成 29 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 120 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 120 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 121 号 平成 29 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 121 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 121 号は、認定することに（認定しないことに）決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 122 号 平成 29 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 122 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 122 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 123 号 平成 29 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 123 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 123 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 124 号 平成 29 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 124 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 124 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 125 号 平成 29 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 125 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 125 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 126 号 平成 29 年度大山町水道事業会計決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 126 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 126 号は、認定することに決定しました。

まだ審議の途中ですけれど、ここで休憩に入りたいと思います。

再開は 10 時 40 分といたします。

午前 10 時 30 分休憩

午前 10 時 40 分再開

日程第 20 議案第 127 号

○議長（杉谷 洋一君） 再開します。

日程第 20、議案第 127 号 平成 30 年度大山町一般会計補正予算(第 7 号)についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第127号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。したがって、議案第127号は原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 128 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 21、議案第 128 号 平成 30 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第120号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第128号は原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 129 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 22、議案第 129 号 平成 30 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第129号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第129号は原案のとおり可決されました。

日程第 23 議案第 130 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 23、議案第 130 号 平成 30 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 130 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 130 号は原案のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 131 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 24、議案第 131 号 平成 30 年度大山町一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長

○町長（竹口 大紀君） 議案第 131 号 平成 30 年度大山町一般会計補正予算（第 8 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、友好館空調更新工事、大山農村環境改善センター外壁等改修工事、9 月 1 日豪雨により被災した農地災害復旧事業の新規計上、危険ブロック塀撤去等に係る震災に強いまちづくり事業補助金の追加など、既定の事業内容の変更及び追加の必要が出て来たことなどにより、歳入歳出の予算の過不足を調整するため既定予算の補正を提案し、本議会の議決を求めるものであります。

この補正予算第 8 号は、既定の歳入歳出予算の総額に 4,363 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 116 億 5,454 万 8,000 円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（杉谷 洋一君） 9 番 野口 昌作議員。

○議員（9 番 野口 昌作君） 5 ページの農林水産施設の災害復旧でございますけど、これで委託料で 210 万円で単独災害復旧委託料と、それから工事請負費で 550 万円ということになっておりますが、これ委託料で 216 万と工事請負費で 550 万で分けてなされたということはどのようなことでございますか。

- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） 担当課からお答えします。
- 農林水産課長（末次 四郎君） 議長、農林水産課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 末次農林水産課長。
- 農林水産課長（末次 四郎君） お答えします。委託料につきましては、工事の設計調査委託業務でございます。工事請負費につきましては、いわゆる工事の工事費にあたるものでございます。以上です。それで分けた次第です。以上です。
- 議員（9番 野口 昌作君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 野口議員。
- 議員（9番 野口 昌作君） これで委託料が、なら設計委託料ということで分かりましたけれども単独災害復旧委託料ということが書いてありますが、この単独災害復旧というのは何か意味があるということですか。
- 農林水産課長（末次 四郎君） 議長、農林水産課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 末次農林水産課長。
- 農林水産課長（末次 四郎君） 委託料の部分、いわゆる設計の部分につきましては、単町費、いわゆる補助がつかないという部分でございますので、このような名称としております。以上です。
- 議長（杉谷 洋一君） 他にありませんか。
- 議員（3番 門脇 輝明君） 議長、3番。
- 議長（杉谷 洋一君） 3番 門脇議員。
- 議員（3番 門脇 輝明君） お尋ねしたいと思います。大山町農村環境改善センター外壁等改修工事でございますけれども、内容を見ますと外壁の改修と出入口の改修ということが載っております。出入口の改修については、非常に急がれるというのは分かりまされども、外壁の改修については、それほど急ぐ必要はないのではないかと感じています。当初予算に載せずになぜこの外壁の改修が今の時点で補正予算として挙げられているのか、お伺いしたいと思います。
- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） 担当課からお答えします。
- 社会教育課長（西尾 秀道君） 議長、社会教育課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 西尾社会教育課長。
- 社会教育課長（西尾 秀道君） 門脇議員のご質問にお答えします。何故、今かという

ことをごさいますけども、この外壁の補修改修ですけれども、防水、外壁防水の剥がれによるものをごさいますして、防水のしみ込みを一刻も早く、防ぎたいということと、当初予算にすればですね、また梅雨時期ということもごさいますして、だんだん状況が悪くなっていきますので、補正で今直したいということをごさいます。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） 状況は理解いたしましたけれど、これは30年度当初予算の時は要求されなかったんでしょうか。要求されたけれども、どういう理由で、されたならばどういう理由で伸ばされたのか、お聞きしたいと思います。

○社会教育課長（西尾 秀道君） 議長、社会教育課長。

○議長（杉谷 洋一君） 西尾社会教育課長。

○社会教育課長（西尾 秀道君） お答えします。当初予算の要求では上げておりますが、社会教育課所管の施設、かなり数がございます。修繕が必要になってきているものが相当数上がってきておりまして、そのなかで順番ということで、今回先送りになっておったわけですけども、今回、夏にいよいよ剥がれが生じたということで順番繰り上げでかつ補正でということに対応させていただくというものでございます。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） 社会教育課のほうの理由は分かりましたけども、上げたけれども、これは財政のほうで要するに切られたというのか、あるいは社会教育課の教育委員会のほうで枠はこれぐらい、これ以上になると困るので、なかなか取れなと思うから引っ込めたのか、どちらでしょうか。

○社会教育課長（西尾 秀道君） 議長、社会教育課長。

○議長（杉谷 洋一君） 西尾社会教育課長。

○社会教育課長（西尾 秀道君） 行政協議のなかで相互で順番というものをいろいろ考えるなかでのことをごさいます。

○議長（杉谷 洋一君） 他にありませんか。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長、4番。

○議長（杉谷 洋一君） 4番 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） まず、農業施設災害復旧事業ですけれども、歳入として寄付金82万5,000円があがっていますが、これどういったものかを1点。それから予算書で4ページ、燃料費デマンドバス事業で60万円が計上されていますけど、これは例えばデマンドバスの可動が多かったから補正が必要になったのかとか分かりましたら教えてください。

- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） 担当課からお答えします。
- 農林水産課長（末次 四郎君） 議長、農林水産課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 末次農林水産課長。
- 農林水産課長（末次 四郎君） 失礼します。寄付金につきましては、災害工事にあたります地元負担金として挙げさせていただいているものです。以上です。
- 企画課長（井上 龍君） 議長、企画課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 井上企画課長。
- 企画課長（井上 龍君） 失礼します。デマンドバスの燃料費でありますけど、当初の段階では電気代のみで組んでおりました。昨年年度末にガソリン車2台を入れておりますので、だいたい12月に補正予算の計上を予定をしておりました。今回、自動車修繕が入りましたんで、追加であげさせていただいたというところがございます。ガソリン車だいたい1か月あたり4万円ぐらい2台で掛かってますんで、主にその部分です。以上です。
- 議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。
- 議員（1番 森本 貴之君） 議長、1番。
- 議長（杉谷 洋一君） 1番 森本議員。
- 議員（1番 森本 貴之君） 新規事業のみんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業について質問いたします。
- サテライトオフィスを誘致する事業に補助し、地域の活性化及び経済効果を見込んでということで補正で上がっておりますが、サテライトオフィスを誘致するこの事業とは具体的にどのような内容の事業でしょうか、お聞きします。
- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） 担当課からお答えします。
- 企画課長（井上 龍君） 議長、企画課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 井上企画課長。
- 企画課長（井上 龍君） 失礼します。この事業ですけど、任意団体が大山町内の空き家に都市圏の所在する企業のサテライトオフィスを県の補助金を活用して行うというような事業です。県の補助金が3分の1、あと市町村の負担が6分の1ということになっております。
- 業種としましてはクラウドファンディングの運営会社、そういったものを入れていきたいということでした。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第131号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第131号は原案のとおり可決されました。

日程第 25 諮問第 2 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 25、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。

本案は、任期満了となります人権擁護委員について検討の結果、新たに金田和寿さんを推薦したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

金田さんは、長年にわたり小学校の教員を勤められ、平成 30 年伯耆町立八郷小学校校長を最後に定年退職されました。

この間、同和教育推進教員や旧名和町では派遣社会教育主事、旧中山町では派遣指導主事、そして、西部教育局で人権・同和教育や社会教育の進展にご尽力いただき、人権擁護に対する見識及び経験に富んでおられる方であり、適任と考え推薦するものであります。

なお、発令期間は、平成 31 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの任期 3 年の予定であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諮問第 2 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（4 番 加藤 紀之君） 議長、4 番。

○議長（杉谷 洋一君） 4 番 加藤議員。

○議員（4 番 加藤 紀之君） 書面についてですけれど、任期を言われたんですけど、

任期がだいたいいつも書いてないのですかいね。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当課からお答えします。

○福祉介護課長（松田 博明君） 議長、福祉介護課長。

○議長（杉谷 洋一君） 松田福祉介護課長。

○福祉介護課長（松田 博明君） ご質問です。任期と言いますのは、新しい委員さんのですね、はい。新しい委員さんの任期につきましては、それぞれ説明のなかで、特に議案の中には任期としては記載はしておりません。

○議長（杉谷 洋一君） 加藤議員、今の答弁で納得されました？

○議員（4番 加藤 紀之君） はい、いいです。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め これですべて討論を終わります。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本諮問は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、諮問第2号については同意することに決定しました。

日程第26 請願第1号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第26、請願第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名、批准を求める意見書採択についての請願を議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務常任委員長 米本 隆記議員。

○総務常任委員長（米本 隆記君） ただいま議題となりました、請願第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名、批准を求める意見書採択についての請願につきまして、総務常任委員会で9月12日に委員全員5人で審査いたしましたので、審査結果の報告をいたします。

唯一の被爆国として核兵器廃絶を世界にアピールすべきであり採択すべきであります。一方、条約に署名し批准することは核保有国と非保有国の対立をあおり、分断と複雑化につながりかねない。日本の責務は両者の間に立ち調整すべきであるという意見もあり

ます。

採決の結果、可否同数となったため、大山町委員会条例第 15 条第 1 項の規定により不採択と決しました。以上で、審査結果の報告を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員（8 番 大森 正治君） 議長、8 番。

○議長（杉谷 洋一君） 8 番、大森議員は、これは委員長報告に・・・

○議員（8 番 大森 正治君） 原案に対して賛成討論です。

○議長（杉谷 洋一君） 原案に対して賛成討論ですね、じゃあ、大森議員。賛成、原案に対して。

○議員（8 番 大森 正治君） 私は紹介議員でもありますので、賛成討論をしたいと思っています。

核兵器がもしも、三度使用されたら、人類滅亡の危機を招きかねません。人類と核兵器は共存できなといというふうに言われていますし、核兵器の廃絶が人類共通の強い願いにもなっています。

しかし、保有国の為政者たちは、国を守るため抑止力になると言って核兵器の保有に固執しております。それが許されるなら、どこの国だって核兵器を保有したいと思うでしょう。ただそれは無益な競争をあおり、人類の不幸の始まりになります。だから核兵器は使わないが抑止力になるという論理は成り立ちません。核抑止力の考えは、核保有国やその同盟国の身勝手な論理であり、否定されなければなりません。だからこそ去年の 7 月国連会議で、加盟国の 3 分の 2 にあたる 122 か国もの賛成で、核兵器の開発、製造、保有、使用、使用の威嚇などを禁止する核兵器禁止条約が採択されたのであります。核兵器廃絶は被爆者をはじめ、大多数の日本国民の切実な願いです。唯一の戦争被爆国として一方は核兵器廃絶の役割を果たすべきです。そのために核保有国のアメリカなどにおもねるのではなく、核兵器禁止条約に署名批准して、核兵器廃絶の先頭に先頭にたつべきです。

そうしてこそ、世界の国々から日本への信頼が高まるというものであります。1 年前、北朝鮮の脅威を理由に、核兵器禁止条約に背を向けてきた日本政府は、今こそ考えを改めるべきです。なぜなら今年に入ってから劇的な南北首脳会談や、米朝首脳会談によって朝鮮半島の平和へのプロセスは、確実なものになってきたからです。つい先日も、南北首脳会談が行われ、やがて 2 回目の米朝首脳会談も行われようとしている今こそ、

朝鮮半島の非核化を進めるためにも、日本が核兵器禁止条約に署名批准して、核廃絶の積極的な役割を果たすよう大山町議会も政府に働きかけようではありませんか。

以上、皆さんの請願への賛同を強く求めるものであります。

○議長（杉谷 洋一君） 次にこの請願に対して反対者の発言を許します。ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） ありませんか。じゃあ、もう1回、次にこの請願に対して賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（杉谷 洋一君） 10番 近藤議員。

○議員（10番 近藤 大介君） 核兵器禁止条約の日本政府の署名批准を求める意見書採択について賛成の討論をいたします。

私は個人的に核兵器の抑止力は決してないとは言えない、一定程度の抑止力はあると思います。しかし、世界のなかで実際に核兵器が使用された被爆国は日本だけです。戦争の記憶が遠くなっていくなかで、広島、長崎の被害を悲惨な状況を世界にしっかりと訴えていくことが日本の責務だと思います。アメリカ日米同盟を結ぶアメリカは、核兵器保有国ではありますけれども、そこまでアメリカのご機嫌を取らなければならないのか、核兵器禁止条約を批准したからといってゆるがない日米同盟をアメリカと続けていくことは可能だと思います。

繰り返しになりますが、世界に対して核兵器廃絶を訴えていけるのはやはり、被爆国である日本であり、それが日本の責務だと思います。

○議長（杉谷 洋一君） 次にこの請願に対して反対者の発言を許します。ありませんか。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長、4番。

○議長（杉谷 洋一君） 4番 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） 私はこの請願の中身についての議論ではなく、請願の取り扱いについてのことで少しお話をさせてもらいたいと思います。

議員必携によりますと、請願の採択にあたっては、法令上の基準はないので、委員会の自主的判断によるが一般的には、願意が妥当であるか、実現の可能性があるか、さらには町村の権限、議会の権限事項に属する事項である等が判断の基準であるとされてあります。

願意の妥当性というのはですね、法令上あるいは公益上の見地からみて、合理的なものを言います。それから実現の可能性とは、その緊急性や重要性及び財政事情などからみてごく近い将来、実現の可能性のあるものを言い、厳格に解釈しなければならないと、議員必携には書かれております。

さらにはですね、であるからこそ願意が妥当性を欠き、実現の可能性のないもの、も

しくは町村の行政なり、議会の権限に属しない事項に掛かるものは、不採択とするほかないとこのように議員必携には書かれています。であるならば、今請願は町村の、議会の権限に属しないものでありますので、不採択とするしかありません、以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 次にこの請願に対して賛成者の発言を求めます。ありませんか。
〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 次にこの請願に対して反対者の発言を求めます。ありませんか。
〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択ですので、原案に対して採決します。この請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立少数です。

したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

日程第27 陳情第3号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第27、陳情第3号 沖縄県による「辺野古沿岸埋め立て承認撤回の意志」を尊重するよう日本政府に求める意見書提出についての陳情を議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務常任委員長 米本 隆記議員。

○総務常任委員長（米本 隆記君） ただいま議題となりました、陳情第3号 沖縄県による「辺野古沿岸埋め立て承認撤回の意志」を尊重するよう日本政府に求める意見書提出についての陳情につきまして、総務常任委員会で9月12日に委員全員5人で審査いたしましたので、審査結果の報告をいたします。

沖縄県の基地負担は大きく、また、辺野古周辺の貴重な自然を守るべきであります。一方、基地負担は心苦しいが、県外、国外に代替地が確保できない現状において優先すべきは普天間周辺の住民の安全確保であるという意見もありました。

採決の結果可否同数となったため、大山町委員会条例第15条第1項の規定により不採択と決しました。

以上で、審査結果の報告を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（8番 大森 正治君） 議長、8番。

○議長（杉谷 洋一君） 8番、原案に対して賛成ですか。じゃあ大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） 本陳情に対しまして賛成討論をします。

アメリカ軍が使用する辺野古新基地の建設にあたって仲井眞前知事ですね、前知事は、沖縄県民を裏切って辺野古埋め立てを承認しました。そのために翌年 2014 年の沖縄県知事選挙では、オール沖縄の翁長雄志知事が当選をした経緯があります。政府は前知事の埋め立て承認を唯一の法的根拠にして翁長知事の承認取り消しや、沖縄県民の意思を無視するかのようになり、工事を強行してきました。その工事は、承認当時、明らかになっていなかった違法性や違法行為があり、また埋め立て承認の条件として国と県が交わした約束すら反故にして強行されたものでした。

そのため、翁長知事は亡くなる 10 日ほど前に承認の効力を将来にわたって取り消すことができる承認撤回の意志を表明しました。そして亡くなった翁長知事の意志を、意志というのは、亡くなった人の志ですね。意志を受けて、沖縄県は 8 月 30 日に埋め立て承認を撤回いたしました。国は、こういう水面埋め立て法、これに反する数々の違法工事を繰り返してきたことを考えれば、沖縄県による埋め立て承認の撤回は当然と言えます。

沖縄県民は戦時中、本土の指定地にされて多大な被害を受け、戦後はアメリカの施政権の元に苦しめられ、日本復帰後も米軍基地の 7 割以上が沖縄に集中するなかで、さまざまな困難を強いられてきました。翁長知事は、沖縄には、イデオロギーよりアイデンティティが必要だと強調しておられたそうです。沖縄は、基地で潤っていると誤解している人がいますが、基地が返還された跡地の経済効果は絶大で、返還後は、返還前の何十倍もの経済効果があると言います。沖縄に米軍基地はいらない。辺野古新基地はノーというのが沖縄県民の多数の思いです。

最近の全国世論調査でも、辺野古の新基地建設に反対が賛成を 4 ないし 13 ポイントも上回っております。このような点からも沖縄県による辺野古沿岸埋め立て承認撤回の意志を尊重するよう日本政府に求める意見書提出についての陳情を採択しようではありませんか。

以上、賛成討論とします。

○議長（杉谷 洋一君） 次にこの陳情に対して反対者の発言を許します。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長、4番。

○議長（杉谷 洋一君） 4番 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） 先ほど請願の際に、の反対討論の際にですね、ちょっと言い忘れたことがありましたので、出てきましたけれども、この陳情も先ほどの請願も

ですね、基本的には同じような内容の同じような方たちが出されたものかなと思います。

詳しい内容は、先ほどの請願の討論でさせていただいたとおりですけれども、基本的にはですね、日本政府も、日本国もそれから大山町も、で、今陳情に上がっている沖縄県も独立した一つの自治体でございます。その自治体に対して、内政干渉を促すかのようなこのような陳情をそもそも受け付けるべきものでもないかなとは思っていますけれども、受け付けてしまった以上、採択とするわけにはいきません。

このような辺野古沿岸埋め立て承認撤回の意思を尊重するよう日本政府に求めるのはですね、選挙で政府を変えるとという選択肢が残されておりますので、そのような行動をとられることを望みます。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） この陳情に対して賛成者の発言を許します。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 次にこの陳情に対して反対者の発言を許します。ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は不採択ですので、原案に対して採決します。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立少数です。

したがって、陳情第3号は、不採択とすることに決定しました。

日程第28 委員会の調査結果の報告について

○議長（杉谷 洋一君） これから、日程第28、基金運用と今後の財政運営に関する調査特別委員会の報告についてを議題にします。

基金運用と今後の財政運営に関する調査特別委員会 委員長 大森正治議員。

○議員（8番 大森 正治君） 基金運用と今後の財政運営に関する調査特別委員会の報告をいたします。

I はじめにということで報告します。

平成29年4月から竹口新町長になった。新副町長の承認に際して、一部議員から、新副町長が会計課長時代に資金の運用にあたって問題があったとの指摘があり、特別委員会を設置して問題点を明らかにし、改善を図るべきだという意見が出された。

そのため、同年6月定例会において、基金運用についての法的な問題を改善し、基金の債券運用によって今後の財政運営にどのような影響を及ぼすか調査研究すべきとの理由で「基金運用と今後の財政運営に関する調査特別委員会」が設置された。

第 1 回目の特別委員会で調査目的・調査内容を決定した。目的を「基金の運用を中心にその実態やあり方、それに関連する今後の財政運営全般についても調査・研究し提言する」とした。調査内容については、まず調査項目を決定し、その後、全議員からのアンケート結果に基づいてさらに具体的な調査内容を明確にした。

調査方法は、分科会方式ではなく全議員が一堂に会して調査研究することにし、証券会社や町の行政担当者を招聘しての勉強や聴取、県庁への問い合わせなどしながら、議論を重ね調査研究を進めた。月 1 回の特別委員会の開催を原則にし、約 1 年間にわたって調査研究をしてきた。

II 調査結果、1. 本町の財政と基金の実態

(1) 財政の現状と推移について

平成 28 年度における財政健全化の指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率とも 0、実質公債費比率も 8.7 と望ましい数値にあり、本町の財政は現在のところ健全である。

合併算定替えによって、当初は交付税が平成 27 年度から大幅に減少していくと予想されたが、国の方針により平成 29 年度までは大幅な減少はなかった。

(2) 基金の現状と推移について

現在、本町の基金の種類には、財政調整基金、減債基金、合併振興基金、ふるさと応援基金、土地開発基金など 23 基金がある。その総額は平成 27 年度決算で約 60 億円、平成 29 年度末で約 64 億円である。

基金の今後の推計では、平成 32 年度には約 66 億円を見込んでいる。

(3) 基金管理・基金運用の主管について

基金を管理・運用する主管について、行政側は「大山町財務規則」219 条によって総務課長と会計管理者である会計課長にあるという。しかし、地方自治法の逐条解説等によれば、会計管理者の権限は、現金の預金先、種別等の決定等保管の形態を変更しない出納・保管に限られ、現金を債券や有価証券にするといった運用行為は長の権限に属するものと解されており、基金の管理・運用が会計課長にあるというのは無理があるとの意見があった。現に、大山町財務規則改正（平成 29 年 6 月）前の 219 条には総務課長のみとなっていた。

2. 基金運用の現状と経過

(1) 基金の保有のしかたについて

平成 28 年度末の基金の総額は約 62 億円である。そのうち 55%の 34 億円が債券運用で、残りが定期預金及び普通預金である。

(2) 基金の活用の実績について

基金の活用について、直近 5 年間（平成 24 年度～28 年度）の実績を調査した。

23 基金のうち 8 基金が活用されている。毎年度活用されているのは合併振興基金と合併支援事業基金で、合併振興基金は総額 1 億 9,000 万円で最も多くその 8 割弱が大山恵みの里プロジェクト推進事業に活用されている。次いで総額が多いのは国民健康保険基金の 9,700 万円である。ふるさと応援基金は大山の自然保護、教育、福祉関係などに 1,600 万円が活用されたが、平成 27・28 年度は使われていない。

(3) 「大山町資金管理及び運用についての方針」と「大山町財務規則」について

基金や歳計現金等の資金を運用する規定がなかったため、既に債券購入が始まってからであったが、平成 28 年 6 月に「大山町資金管理及び運用についての方針」（以下、「資金管理運用の方針」という）を設けた。ただ、資金の管理運用面で曖昧な部分があったために、執行部内で問題が生じそれが議会でも取り上げられた。その経過の中で、「資金管理運用の方針」が平成 29 年 6 月に改正され、運用を複数人で確実に協議する場が明確になった。

しかし、本特別委員会で、資金管理の権限と責任が会計管理者にあるとするのは、地方自治法 170 条に照らして間違いではないかという意見が出された。

また、「大山町財務規則」が平成 29 年 6 月 1 日付で改正されたが、これは「資金管理運用の方針」の「資金管理の権限および責任は会計管理者が有する」の部分と齟齬がないように、「大山町財務規則」219 条を「並びに会計課長」を追加して「町長は総務課長並びに会計課長に基金の管理事務を行わせるものとする」と改正されたものである。

本特別委員会では、この改正された部分は地方自治法 170 条に違反しているのではないかと意見が出された。

これらに対して、行政側の解釈は次の通りである。「資金管理運用の方針」の部分については、地方自治法 235 条の 4 と同法施行令 168 条の 6 によって、資金管理の権限は会計管理者に属すると解釈している。また、大山町財務規則については、地方自治法 153 条 1 項により違反はないとしている。

いずれにしても、資金の管理運用においては、町長の権限と責任のもとに複数人で協議しながら透明で開かれた運用をすることが重要である。

(4) 基金運用の実務は適正か

基金運用の実務が関係法規に照らし適正になされているか行政側に確認した。

地方自治法 241 条 2 項の「基金は・・条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。」と、各基金条例にある「金融機関へのその他の最も確実かつ有利な方法により、これを保管しなければならない。」という規定に沿った効率的な管理運用を行うために、「資金管理運用の方針」を定めた。これに従い、基金を含む資金について、安全性及び流動性を確保したうえで、金融商品の選択、基金の一括運用、債券運用を行い効率的な資金の管理運用に努めている、とのことである。

3. 債券運用の経過と現状

(1) 現在の債券運用の経過と実態について

債券の購入経過について、昨年 5 月 10 日の議会全員協議会で執行部が説明した内容は次の通りである。

- ① 本町の基金運用は、従来、定期預金中心であったが、低金利の状況を踏まえ、自主財源確保のため、平成 27 年度の中途（9 月）から債券の購入を始めた。平成 27 年度末で 9 億円、28 年 6 月末で 22 億円となった。
- ② 平成 28 年 4 月・6 月には国債の短期売買で売却益が生じた。8 月には 100 円の債券が 100 円以下で購入できたので、売却益を見込んで歳計現金で国債を購入した。その結果、債券合計は 43 億円（うち 9 億円は歳計現金で購入）となった。
- ③ 現在の保有債券は、国債が期間 30 年で 10 億円、20 年で 5 億円、地方債が期間 30 年で 11 億円、20 年で 8 億円、政府保証債等が期間 40 年で 2 億円、30 年で 5 億円、25 年と 20 年が各 1 億円である。

当時の会計課長は「町長も確認したうえで購入していたが、『資金管理運用の方針』が作成されてからは『必要に応じて』協議するようになったことから、結果的に協議を行わず債券購入を行っていた」と述べていたが、それを裏付ける公文書（決裁文書）は存在しておらず、独断で運用していた可能性は否定できない。

国債など債券による運用のメリットは、定期預金の 10 倍以上の高利率であることである。それによって、運用収益が年間 2,000 万円以上得られている。

ただ、金融状況によって含み損という問題があるが、債券は元本が保証された商品であるため、満期まで保有すれば売却損が生じることはない。

(2) 債券運用の問題点について

債券運用のリスクとして、債券を購入した国や地方自治体の財政破たんによる債務不履行が全くないとは言えないという点や債券の満期前の売却により元本を下回る可能性があるという点がある。しかし、後者の場合、前述したように債券を満期まで持てば元本は保証される。

しかし、本町の債券運用の現状で心配されることが 2 点ある。一つは債券の期間が長期に渡るものが多いということ、二つ目は基金の総額に占める債券運用の割合が高いことである。期間については、40 年間で 1 件（額面価格 2 億円）、30 年間で 15 件（同総額 26 億円）、20 年間以上が 7 件（同総額 15 億円）となっている。また、基金総額に占める債券運用の割合は、平成 28 年度末で約 55%（34 億円）である。

流動性が必要と考えられる基金は 37%、約 23 億円が確保されているものの、これだけあれば十分だという保証はない。

法的な問題点については、前述したように、「資金管理運用の方針」は関係法令の

規定に沿って作成されており、違法性はないと執行部は判断している。なお、「資金管理運用の方針」には不十分な点があったために、平成 29 年 6 月 1 日付で改正が行われた。それにより、資金運用の協議や資金管理実績の報告についてより明確化され、基金の債券運用の割合や資金運用の公表が新たに明示された。

4. 債券運用のあり方

(1) 他の自治体（県内、全国）の状況について

執行部が聞き取り調査をした県内自治体の鳥取県・伯耆町・南部町・日南町・北栄町・琴浦町では、いずれも債券での運用は基金のみで、売買は運用形態なので予算化はしていない。国東市では歳計現金の債券運用も行っている。

(2) 本町での望ましい債券運用について

望ましい債券運用について、本特別委員会では次のような議論をした。

- ① 含み損問題を解決するために満期まで保有するというのが執行部の見解である。しかし、30 年後には貨幣価値の変動により価値が下がることも懸念される。また、基金総額に占める債券の割合が 55% というのは高過ぎる。そのため、金融状況を見ながら、特に 30 年以上の長期に渡る債券は一部分でも売却して債券の割合を下げたり、短期の債券に買い替えたりして流動性のある基金をさらに確保すべきである。
- ② 「資金管理運用の方針」の中の「資金管理の権限及び責任」については、町長の権限と責任の下に会計管理者が資金管理をするよう見直すべきである。

5. 今後の財政運営と望ましい基金運用のあり方

平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間の基金活用の総額は約 5 億 2,000 万円で、平均すれば年間約 1 億円が活用されている。これは平成 28 年度基金総額のわずか 1.8% である。活用の自由度が高い財政調整基金は、活用がゼロである。基金は特定の目的や想定外の備えのために積み立てるということもあるが、自由度の高い基金は町民の福祉増進のために活用していくことも必要であろう。

低金利の状況のなかで自主財源を確保するために、基金の運用として金利の高い国債や地方債などの債券で運用することは妥当な判断であった。ただ、債券の現状の期間や割合を適切なものに見直し、リスクをできるだけ避けるべきである。そのうえで、最も確実かつ有利な方法で基金運用をめざすべきであろう。

III おわりに・

1 年間かけて調査研究をした結果、次の 2 点に集約される。

1 点目は、資金とくに基金運用の経過が法的に適切であったか、また現状は適切かということである。

地方自治法との関連で現行の「資金管理運用の方針」と「大山町財務規則」は違反とは言えないまでも、だれが読んでも上位法にかなっていると納得できる内容になってい

ないので、町長の権限と責任が明確にされた内容にすべきである。また、基金の債券運用に際しては、当初の経過で会計管理者の独断かそれに近い形で運用されていた疑義もあり、今後はそういうことがないよう、町長の権限と責任の下に運用すべきである。また、改正された「資金管理運用の方針」にある通り、複数人で協議しチェックしていくことが重要である。そして、町長は運用実績の報告を議会に行う責務があり、町民にも公表して透明度を高めなければならない。

2点目は、基金運用は財政運営に関連して適切であるかどうかということである。

基金の運用の仕方として、債券で運用することの是非が問われるが、地方交付税が減らされる現状にあっては高利回りの国債や地方債などの債券運用は妥当な判断である。ただ、基金の意義を考えるならば、債券運用には満期期間と購入割合を考慮した適切な運用が必要である。その点で、現状の運用は期間、割合とも問題があり、少なくとも30年以上の条件の悪い長期に渡る債券については、金融状況をみながら、例えば10年国債を中心とした短期の債券に切り替えたり売却したりしながら、適切な購入割合に減らしていくことが求められる。

以上、町長には、町財政を健全に運営しながら、町民の福祉増進のため、債券の適切な運用と共に基金の適切な活用を望むものである。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） これで基金運用と今後の財政運営に関する調査特別委員会の報告についてを終わります。

日程第29 発議案第3号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第29、発議案第3号 議会改革調査特別委員会の設置についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。提出者 岡田 聡 議会運営委員長。

○議会運営委員長（岡田 聡君） 発議案第3号 議会改革調査特別委員会の設置について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに大山町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由といたしましては、本町議会は、平成21年、24年及び27年に議会改革調査特別委員会を設置し、民主的で開かれた議会をめざすとともに、議員定数の削減等を行ってきました。

平成24年の特別委員会では、政務活動費と委員会のテレビ中継を今後の課題とし、平成27年3月の特別委員会では議会基本条例を制定し、積極的な政策立案や政策提言を行う議会へと改革を続けることを明記しており、ここに議会改革調査特別委員会の設置を提案するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。反対討論。

○議長（杉谷 洋一君） 10番 近藤議員。反対討論。

○議員（10番 近藤 大介君） ただいまは、議会運営委員長からの特別委員会設置の提案でございましたので、本来であれば議員全員の総意で賛成したいところではあります。どうしても納得できないところがございますので、反対討論をいたします。先ほどは、大森議員から基金についての特別委員会についての報告がありました。委員長の大大森議員、それから副委員長の門脇議員については大変な労力をかけてのとりまとめだったと思います。心から敬意を表したいと思いますが、そもそも昨年6月にその基金についての特別委員会が立ち上がった時も私は反対をいたしました。その問題が、この問題が今大山町の一番の課題でしょうかという問いかけをさせていただきました。町民にとって大事な問題でしょうかと。大変労力のかかった最終的なまとめでしたけれども、正直申し上げて指摘した事項などについては、委員会立ち上げ当初、あるいはたちあげまえの全協で各議員が指摘していた内容から大きく超えるものではなかったと思います。

昨年の6月に私としては、そういった基金の問題よりも、新しく町長が変わったなかでの子育て支援や定住策について議会として、政策研究すべきではないか、あるいは今回の決算での問題になりましたけれども、公社観光局の在り方と大山町の産業活性化どうあるべきか。あるいは、地域自主組織の取り組みやまちづくりについてはどうか。行財政改革の取り組みはどうか、そういった課題のほうが、むしろ重要ではないか、我々はそういったことを取り上げて特別委員会をすべきではないかという提案をいたしました。過去に議員討論会でも同じような発言をしておりますけれども、結果として、そういったことはまだ、議会として取り上げていただくような段にはなっておりません。今回議会改革の特別委員会の設置ということでの提案でございますが、議会改革が不要であるとは、決していいませんが、そういった町民にとって身近な課題を置いてまず先にするのが、内輪の議会改革なんではないでしょうか。私はやはり町民にとって身近な問題を取り上げることこそが、我々の最優先事項だと思います。そういったことを取り上げないなか、議会改革に取り組むことについては、私は反対でありますし、また先だって議会運営委員会で説明のあった議会改革の内容については、特別委員会をわざわざ作らなくても、議会運営委員会のほうでたたき台を作って全協で図っていただいて我々が全協で協議すれば十分実行できるような中身だと思っておりますので、わざわざ特別委員会の設置を必要としないと思います。以上で反対討論を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に賛成の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に反対の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に賛成の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第3号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----
○議長（杉谷 洋一君） さきほど設置された委員16人によります議会改革調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、特別委員会を開いてください。

ここでしばらく休憩します。委員の皆さんは、議会図書室に移動してください。

午前11時46分休憩

----- . ----- . -----
午前11時58分再開

日程第30 委員長及び副委員長の互選結果の報告について

○議長（杉谷 洋一君） 再開します。

日程第30、議会改革調査特別委員会委員長及び副委員長の互選結果について報告をします。

休憩中に開催されました議会改革調査特別委員会において、委員長・副委員長の互選が行われました。その結果、委員長に野口昌作議員、副委員長に、森本貴之議員が、それぞれ互選されたので、ご報告いたします。

----- . ----- . -----
[「議長」と呼ぶ者あり]

発言の訂正の申し出

○議長（杉谷 洋一君） 大原議員。

○議員（5番 大原 広巳君） 先ほど平成29年度決算審査特別委員会の報告を議場でさせてもらいましたが、2か所ほど訂正箇所を求めたいというふうに思いますので、すみませんが、お手持ちの資料を出していただきますでしょうか。

○議長（杉谷 洋一君） ただいま、大原広巳議員から発言の訂正をしたいという申し出がありました。

お諮りします。それを許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。発言を許可します。

○議員（5番 大原 広巳君） はい、そうしますと、1 ページ目の裏の 2 ページ目です、歳出歳入のところまでしてね、歳出についていう項目の上から 12, 3 行目ですか、対物件費等その他の経費は、55 億 1,637 万 2,000 円で、対前年度費 1565 万 8,000 円 0.3%増となっている。ここのところを私は間違えまして。0.6%というふうに読み上げました。この文章のとおり 0.3%増で間違いありませんので、こちらのほうに、ということ。

それからですね、それから 2 行下になりますけれども保育所の給食、無償化という項目がありました。これちょっと誤解を招く表現でありますので、今読み上げることに変更していただきたいなというふうに思います。

保育料は、「3 歳以上の保育料を無償化して」ということとですね、「小中学校の給食費の 2 分の 1 補助」という 2 項目にですね、ここの保育所の給食無償化という表現のところを変更させていただきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） お諮りします。

ただいま平成 29 年度決算審査特別委員長 大原広巳議員からの発言の訂正につきまして、報告内に一部誤りがあったとして、大山町議会会議規則第 64 条の規定によって許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。したがって平成 29 年度決算審査特別委員長大原広巳議員からの発言の訂正の申し出を許可することに決定しました。

日程第 31 議員派遣について

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 31、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される、10 月 4 日から 10 月 5 日の市町村議会議員特別セミナーに、西尾寿博議員を、10 月 29 日から 10 月 31 日の地方分権と自治体の行政改革研修に、岡田聡議員、吉原美智恵議員、近藤大介議員、森本貴之議員を、11 月 19 日から 11 月 20 日の市町村議会議員特別セミナーに、大原広巳議員を派遣するもの。11 月 12 日に三朝町で開催される、鳥取県町村議会議員研修に議員全員を、11 月中旬に行う、議会主催の「議員と語る会」に議員全員を、9 月 28 日から 10 月 2 日の 韓国ヤンヤン郡との交流事業に加藤 紀之議員を派遣するものであります。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第 32～日程第 36 閉会中の継続調査について

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 32、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第 36 議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計 5 件を一括議題にします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（杉谷 洋一君） これで本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。会議を閉じます。

平成 30 年第 8 回大山町議会定例会を閉会します。

○局長（持田 隆昌君） 互礼を行いますので、ご起立下さい。一同、礼。
お疲れ様でした。

午後 0 時 3 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 杉谷 洋一

署名議員 野口 俊明

署名議員 西山富三郎